



目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [埼玉県電子入札共同システム運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示\(入札審査課\)](#)
- [埼玉県電子入札共同システム用インターネットデータセンターの運用管理業務等委託に関する契約の相手方等の公示\(入札審査課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [春日部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [「埼玉県議会だより」の新聞折り込み及び配布業務に関する落札者等の公示\(政策調査課\)](#)
- [埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気に関する落札者等の公示\(財務課\)](#)
- [埼玉県立川越高等学校ほか34校で使用する電気に関する落札者等の公示\(財務課\)](#)
- [埼玉県立浦和高等学校ほか32校で使用する電気に関する落札者等の公示\(財務課\)](#)
- [埼玉県立熊谷高等学校ほか18校で使用する電気に関する落札者等の公示\(財務課\)](#)
- [県道並木川崎線の供用の開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [技能連携のための施設の廃止\(高校教育指導課\)](#)
- [埼玉県収用委員会運営規程の一部を改正する告示\(収用委員会事務局\)](#)

告 示

埼玉県告示第七百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年五月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人かたくりの会
- 三 代表者の氏名
糟谷 順子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市泉台一丁目十九番地十六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で乳幼児を育てる保護者に対し、安心して仕事と子育ての両立ができる場を提供し、日中、その子どもたちを保育する施設として地域に根ざした子育て支援を行う。また、子育てしやすいと思える街づくりを目指すことで、地域の福祉向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県電子入札共同システム運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
30,229,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第七百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県電子入札共同システム用インターネットデータセンターの運用管理業務等委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号
- 5 契約金額
25,467,750円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第七百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー小川ショッピングセンター

埼玉県比企郡小川町大字大塚千百五十二 一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

二 届出年月日

平成二十五年五月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー岡部店

埼玉県深谷市岡二千八百三十九 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

二 届出年月日

平成二十五年五月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー北本店

埼玉県北本市石戸上字本村二百六十三外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

二 届出年月日

平成二十五年五月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

みどりヶ丘ショッピングセンター

埼玉県比企郡小川町みどりヶ丘二丁目八番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

二 届出年月日

平成二十五年五月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー嵐山パイパス店

埼玉県比企郡嵐山町平沢土地区画整理地内三十一街区

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

八 変更年月日

平成二十五年四月一日

二 届出年月日

平成二十五年五月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

寄居ショッピングタウン

埼玉県大里郡寄居町大字寄居字大町千四百四十三番一号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

八 変更年月日

平成二十五年四月一日

二 届出年月日

平成二十五年五月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

嵐山ショッピングセンター

埼玉県比企郡嵐山町むさし台三 二十七 一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

二 届出年月日

平成二十五年五月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー高麗川店

埼玉県日高市字鹿山三百八番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

二 届出年月日

平成二十五年五月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川島ショッピングプラザ

埼玉県比企郡川島町大字中山千三百七十七 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

二 届出年月日

平成二十五年五月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第七百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー坂戸泉店

埼玉県坂戸市泉三丁目二 一、二、三、四、五、六

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

二 届出年月日

平成二十五年五月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸一プラザ

埼玉県春日部市上蛭田六百三十三番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社丸一ビル

埼玉県春日部市大字上蛭田六百二十七番地

（変更後）株式会社丸一ビル

埼玉県春日部市上蛭田六百二十七番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）株式会社コモディイダ 代表取締役 松澤志一

東京都北区滝野川七丁目二十七番十四号

有限会社美那フラワー 代表取締役 配島幸雄

埼玉県さいたま市東門前二百六十八 十九

株式会社写真の大塚 代表取締役 大塚邦浩

東京都足立区伊興三丁目一番二十号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文

広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地六十

株式会社グリーンクロス・コア 代表取締役 鈴木孝之

埼玉県さいたま市三橋六丁目百八十五

吉田食品株式会社 代表取締役 吉田満

群馬県前橋市五代町六百七十六番一

（変更後）株式会社コモディイダ 代表取締役 松澤志一

東京都北区滝野川七丁目二十三番一号

有限会社美那フラワー 代表取締役 配島幸雄

埼玉県さいたま市見沼区東門前二百六十八 十九

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文

広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地六十

ウエルシア関東株式会社 代表取締役 水野秀晴

埼玉県さいたま市見沼区東大宮四 四十七 七

吉田食品株式会社 代表取締役 吉田満

群馬県前橋市五代町六百七十六番一

八 変更年月日

平成二十四年九月一日外

二 届出年月日

平成二十五年五月二十四日

二 縦覧期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸一プラザ

埼玉県春日部市上蛭田六百三十三番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間六十日午前九時）から午後九時四十五分

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用できる時間帯

（変更前）午前九時四十五分（年間六十日午前八時四十五分）から午後十時

（変更後）午前八時四十五分から午後十時

八 変更年月日

平成二十五年六月十六日

二 届出年月日

平成二十五年五月二十四日

二 縦覧期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第七百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

柳原ビル

埼玉県幸手市大字幸手千二百九十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社柳原解体

東京都墨田区墨田三丁目四番八号

（変更後）株式会社柳原解体

東京都墨田区墨田三丁目十一番十三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 高橋恵三

（変更後）株式会社マルエツ 代表取締役 上田真

ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日外

ニ 届出年月日

平成二十五年五月二十四日

二 縦覧期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

柳原ビル

埼玉県幸手市大字幸手千二百九十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間六十日午前九時）から翌午前一時

（変更後）午前九時から翌午前一時

来客が駐車場を利用できる時間帯

（変更前）午前九時（年間六十日午前八時）から翌午前一時三十分（一部は

午後十時まで）

（変更後）午前八時三十分から翌午前一時三十分（一部は午後十時まで）

ハ 変更年月日

平成二十五年六月一日

ニ 届出年月日

平成二十五年五月二十四日

二 縦覧期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルエツ松原店

埼玉県草加市栄町三丁目千九 一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 高橋恵三

（変更後）株式会社マルエツ 代表取締役 上田真

八 変更年月日

平成二十五年四月一日

二 届出年月日

平成二十五年五月二十四日

二 縦覧期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルエツ松原店

埼玉県草加市栄町三丁目千九 一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間六十日午前八時）から翌午前一時

（変更後）午前九時（年間六十日午前八時）から翌午前一時

来客が駐車場を利用できる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前九時三十分（年間六十日午前七時三十分）から

午後十時

第二駐車場 午前九時三十分（年間六十日午前七時三十分）から

翌午前一時十五分

（変更後）第一駐車場 午前八時三十分（年間六十日午前七時三十分）から

午後十時

第二駐車場 午前八時三十分（年間六十日午前七時三十分）から

翌午前一時十五分

ハ 変更年月日

平成二十五年六月一日

二 届出年月日

平成二十五年五月二十四日

二 縦覧期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年十月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百九十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一一 三六 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市新井新田字八幡脇一番地一八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一千七十四・三七立方メートル

告 示

埼玉県告示第七百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

春日部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

春日部都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、春日部市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十五年六月四日から平成二十五年六月十八日まで

告 示

埼玉県告示第八百号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務 2,337,000部 × 4回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成25年4月4日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社埼玉新聞社 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目282番地3

5 落札金額

53,052,237円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成25年2月8日

告 示

埼玉県告示第八百一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気
予定使用電力量11,874,700キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年3月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号
- 5 落札金額
269,171,270円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年2月15日

告 示

埼玉県告示第八百二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立川越高等学校ほか34校で使用する電気
予定使用電力量12,412,900キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年3月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号
- 5 落札金額
277,323,556円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年2月15日

告 示

埼玉県告示第八百三三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立浦和高等学校ほか32校で使用する電気
予定使用電力量10,428,500キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年3月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号
- 5 落札金額
235,552,416円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年2月15日

告 示

埼玉県告示第八百四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月四日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立熊谷高等学校ほか18校で使用する電気
予定使用電力量6,910,100キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年3月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号
- 5 落札金額
152,912,734円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年2月15日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年六月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 浅 井 義 明

<p>並木川崎線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>川越市大字並木字南田八六二番一 五地先から同市大字並木字南田八五 八番一地先まで（ただし、関係図面に 表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年六月四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>交通安全対策事業による。 平成二十年三月二十八日川 越県土整備事務所告示三十 七号で告示した道路予定区 域の供用開始である。 延長八六・六メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年六月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十二月十三日

指令川建セ第二四〇一一三〇号

二 検査済証番号

平成二十五年五月二十七日

川建セ第二五〇〇十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字中山千八百七十五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町みなみ野三丁目十七番地一 ハイツアーバンA棟二〇五号

吉田 祐二

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年六月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年四月二十四日

指令越建セ第二三〇〇六七一号

二 検査済証番号

平成二十五年五月三十日

越建セ第九三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四千百十九番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県幸手市大字上高野千九百九番地

株式会社三邑商事 代表取締役 山本 浩一

告 示

埼玉県教委告示第二十五号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項による届出があつたので、公示する。

平成二十五年六月四日

埼玉県教育委員会委員長 清水 松代

一 廃止する技能教育のための施設の名称

株式会社日本教育アカデミー渋谷高等学院大宮校（埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目六十六番地大門町ビル）

二 廃止年月日

平成二十五年三月三十一日

告 示

埼玉県収用委員会告示第六号

埼玉県収用委員会運営規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年六月四日

埼玉県収用委員会会長 加 村 啓 二

埼玉県収用委員会運営規程の一部を改正する告示

埼玉県収用委員会運営規程（昭和六十一年埼玉県収用委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十三条とする。

第十条第四項中「第八条第四項」を「第十条第四項」に改め、同条を第十二条とする。

第九条第四項中「第八条第四項」を「前条第四項」に改め、同条を第十一条とする。

第八条を第十条とし、第四条から第六条までを二条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の二条を加える。

（会長の専決事項）

第四条 会長が専決することができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第四十条第一項の規定により裁決申請書及びその添付書類（次号及び第三号において「申請書等」という。）を受理すること。
- 二 法第四十一条、第九十四条第四項（法第二百二十四条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）及び第一百七十七条において準用する法第十九条第一項の規定により申請書等、裁決申請書及び確認申請書の欠陥を補正させること。
- 三 法第四十一条、第九十四条第四項及び第一百七十七条において準用する法第十九条第二項の規定により申請書等、裁決申請書及び確認申請書の欠陥を補正しない場合に却下すること。

四 法第四十七条の三第一項の規定により明渡裁決の申立てに関する書類（次号において「申立書類」という。）を受理すること。

五 法第四十七条の三第五項において準用する法第十九条第一項前段の規定により申立書類の欠陥を補正させること。

六 法第九十四条第三項（法第二百二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により裁決申請書を受理すること。

七 法第一百六条第二項の規定により確認申請書を受理すること。

八 法第三百三十八条において準用する法の規定による事務のうち前各号に掲げる事務に相当する事務を処理すること。

九 土地収用法施行規則（昭和二十六年建設省令第三十三号）第二十二条第二項の規定により支払委託書等を送付すること。

十 前各号に掲げるもののほか、文書の受理、通知、報告、依頼その他の事項の処理に關すること。

（指名委員の決定等）

第五条 法第六十条の二第二項に規定する指名委員（次項及び第十三条において「指名委員」という。）は、収用委員会の会議において決定する。

2 指名委員が複数ある場合における審理の指揮は、当該指名委員全員の合議により指定された委員が行う。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。